



子育て・教育



◀ 町HPからおやこ保健(左)、子ども福祉(中)、教育(右)を調べる

おやこ保健

保健センター内健康推進課 ▶ ☎42-2712、FAX 42-2713

【電子母子健康手帳 音更子育てアプリすくすく(電子母子健康手帳アプリ 母子モ)】



「音更子育てアプリすくすく」は、地域とつながる、安心の子育てアプリです。妊娠から出産、子育てまでをフルサポート。必要な情報発信やオンラインでの子育て相談なども行っています。左記の二次元バーコードからインストールできます。

【音更町子育てガイドブック】

子ども福祉課子ども福祉係 ▶ 内線534 FAX 42-5160



主に妊娠期から就学前の子育てを応援するための子育てに関する情報を掲載しています。

「音更町子育てガイドブック」は、役場、木野支所、保健センター、図書館、保育園、幼稚園、子育て支援センターで無料配布しています。

【おとふけ町子育て支援サイト すくすく】

子ども福祉課子ども福祉係 ▶ 内線534 FAX 42-5160



「音更町子育てガイドブック」を元に子育てに役立つ情報を発信し、子育て世帯を応援することを目的としています。

各種制度や、音更町図書館おすすめの絵本、子どもと参加できるイベントなどたくさんの情報を配信しています。

母子健康手帳交付(予約制)

母子健康手帳は、妊娠中の経過や出産の状況、お子さんの成長や予防接種などを記録する大切な手帳です。妊娠が分かったら母子健康手帳の交付を受けましょう。

交付場所	交付曜日	交付時間
保健センター	月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)	午前8時45分～午後5時30分(第2・4火曜日は午後7時まで)

妊産婦健診受診票の発行や妊娠中・産後の過ごし方についての相談を行っています。

※町公式LINEから予約ができます。

特定不妊治療費および片道25キロを超える通院交通費と一般不妊治療費の一部助成

特定不妊治療費および片道25キロを超える通院交通費と一般不妊治療費の一部を助成します。

不育症治療費の助成

不育症の検査や治療を受けている人の経済負担の軽減を目的として行っています。

※詳細は健康推進課にお問い合わせください。

赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全ての家庭に保健師や助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談などを行っています。出生届の際にご記入いただいた書類(赤ちゃん訪問連絡票)をもとに、事前に電話などで連絡し、日時を相談して訪問します。

子どもの健診

4カ月児健診、10カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳児健診、3歳児健診があります。

▶ 内容

身体測定、問診、診察、歯科健診、育児相談、栄養相談、ことばの相談など

▶ 会場

保健センター

▶ 持ち物

- ①母子健康手帳
- ②健診アンケート
- ③バスタオル
- ④健診当日の早朝尿(3歳児健診のみ)

▶ 案内

実施日の約3週間前に個別に郵送します。

▶ 時間

健診は午後から行います。待ち時間を少なくするため時間差でご案内しています。

※都合の悪い場合は翌月以降に変更できますので、ご相談ください。

子ども福祉

子ども福祉課 子ども福祉係 ▶内線534 FAX 42-5160
保育支援係 ▶内線535 FAX 42-5160

妊婦のための支援給付

出産・子育ての中で必要となる費用の負担を軽減するため、経済的支援を行います。

対象者	支給額
令和7年4月1日以降に妊娠届け出をした妊婦	妊婦1人につき5万円
令和7年4月1日以降に出産した人	子ども1人につき5万円

児童手当

町に住民登録があり、満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に前月分までの手当を4月、6月、8月、10月、12月、2月の15日ごろに支給します。

児童の年齢	児童手当の額(1人につき)
3歳未満	1万5千円
3歳以上高校修了前(第1子・第2子)	1万円
0歳から高校修了前(第3子以降※)	3万円

※支給日が休業日の場合は、その前日に支給します。

▶手当の金額

高校修了前の子どもを養育している父母など
※第3子以降とは、大学生年齢まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

児童扶養手当

▶対象

次のいずれかの要件に該当する児童を養育しているひとり親家庭などに支給します。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が未婚で懐胎した児童
- ⑧父または母が不明である児童
- ⑨父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

▶手当の金額(令和7年4月～、所得制限あり)

- ・1人目 月額46,690円～11,010円
- ・2人目以降 11,030円～5,520円加算

※対象者と同居扶養義務者の所得制限があります(対象者と同居扶

養義務者の所得額により支給額が減額される場合があります)。

▶支給対象にならない要件

- 次の要件に該当する場合は、対象となりません。
- ①児童、父または母などが日本国内に住所がない
 - ②児童が里親に委託されているとき
 - ③児童が父または母と生計を同じくしているとき(父または母が障がいの場合を除く)
 - ④父または母が婚姻し、その連れ子として父または母の配偶者に養育されているとき(事実上婚姻と同様の事情にあるときを含む)
 - ⑤児童が児童福祉施設に入所しているとき(通所は除く)
- 保育園、認定こども園、小規模保育事業所**
保護者の就労などの理由により、家庭で保育できない0歳児から就学前までの児童を、保護者に代わって保育します(受け入れ可能な月齢は施設によって異なります)。

保育園名	住所	電話番号
木野北保育園	木野西通12丁目8番地	31-5578
木野南保育園	木野東通4丁目2番地	31-0810
鈴蘭保育園	中鈴蘭元町2番地10	31-3505
認定こども園名	住所	電話番号
音更認定こども園	新通9丁目3番地3	42-2323
宝来こども園	宝来仲町南1丁目10番地	31-0825
緑陽台認定こども園	緑陽台仲町35番地	31-5815
柳町認定こども園	柳町仲区16番地	31-4058
駒場認定こども園	駒場南1条通3番地	44-2473
認定こども園音更大谷幼稚園	希望が丘3番地3	42-5155
小規模保育事業所	住所	電話番号
家庭保育園ひだまり	木野西通19丁目23番地	66-4552
とちか帯広YMCA保育園	南鈴蘭南4丁目5番地	32-5561
ゆめのもりほいくえん	新通12丁目11番地18	66-8901

へき地保育所

①東土幌へき地保育所 ②豊田へき地保育所 ③東土狩へき地保育所

延長保育

保育園などで、基本の預かり時間を越えて午後7時までの保育を行っています。

一時保育

保護者の短時間労働や急病、育児疲れなどの理由により、家庭で保育が一時的・緊急的にできない児童(満1歳から就学前まで)を一定期間預かります。

休日保育

日曜日や祝日に、就労などにより保護者の方が児童を保育できない場合に、保育園で預かります。

届出・証明

マイナンバー

税・保険・年金

健康・福祉・介護

子育て・教育

くらしと環境

公共施設

交通機関

相談

テレホンガイド

病児保育

急な発熱や感染症など、集団生活が困難な期間に家庭で保育できない児童を預かります。

病後児保育

病後の病気回復期で、集団生活が困難な期間に家庭で保育できない児童を預かります。

子育て支援センター

育児に関する相談や情報提供、親子で参加できる催しや施設開放などさまざまな活動を行っています。

実施施設	電話番号
柳町子育て支援センター	30-4152
子育て支援センターすずらん	30-1888
木野子育て支援センター	30-2501
音更子育て支援センター	42-2277

学童保育所（放課後児童クラブ）

放課後に、保護者の就労などの理由により家庭で保育できない児童を預かります。長期休業期間中のみでの短期入所も可能です。

学童名	住所	電話番号
ひまわりの家学童保育所	大通10丁目6	42-2860
柳町学童保育所	木野大通東16丁目4	31-1451
緑陽台学童保育所	字下音更北7線西7	31-7248
下音更学童保育所	木野西通12丁目8	31-6036
鈴蘭学童保育所	すずらん台北町2丁目1	31-4899
木野東の家学童保育所	木野東通5丁目6	31-0809
駒場学童保育所	駒場北町2	44-2226
下土幌学童保育所	字下土幌北2線東49	30-7822

音更町子育てサポートセンター

柳町学童保育所内 ▶ ☎070-1073-4311

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、会員同士で育児の相互援助活動を行うものです。

▶対象

生後6カ月から小学6年生までの児童

▶活動時間

午前7時～午後9時

▶利用料金

1時間700円

子育て短期支援事業

保護者の疾病や育児疲れ、冠婚葬祭などの理由により、養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施

設十勝学園（帯広市）などで1回につき、7日以内でお預かりします。

奨学資金制度について

教育委員会教育総務課総務係

▶内線752 FAX42-6288

全日制・定時制・通信制高校生（国立高等専門学校は3学年まで）を対象に毎年5月中旬頃に募集します。

▶応募資格

町内に住所を有する保護者の子で、経済的な事由のため奨学資金の支給がなければ就学が困難な人

▶支給金額(返還不要)

○公立高校 月額6,500円以内

○私立高校 月額1万円以内

※いずれも令和6年度支給金額。

就学援助制度について

教育委員会学校教育課学校教育係

▶内線762 FAX42-6288

町内の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、経済的な理由により学用品費や給食費などの負担が困難な人に「就学援助」を行っています。

教育支援センターについて

教育委員会学校教育課教育推進係

▶内線766 FAX42-6288

さまざまな要因で登校することが難しい児童・生徒に対して、個別や小集団での相談・指導を行い、自己肯定感を高め、社会的に自立していける力を養うための支援をします。

▶入級対象者

①心理的・情緒的原因や怠惰傾向などにより、長期間欠席している児童生徒

②本人と保護者が入級を希望する児童生徒

教室名	住所	電話番号
ふれあい教室	字東音更西2線25番地	43-2313
ふれあい柳町教室「ほっと」	柳町仲区12番地12	67-6884

小規模特認校について

教育委員会学校教育課学校教育係

▶内線762 FAX42-6288

自然環境に恵まれた小規模校での教育を希望する保護者・児童に、一定の条件のもとに、通学区域外から特別に下土幌小学校への入学（転学）を認めています。

▶所在地

字下土幌北2線東51番地、☎31-2020